

## 居住支援協力店登録事業実施要綱

八王子市居住支援協議会

### (目的)

第1条 この事業は、低額所得者、高齢者、障害者、子どもを育成する家庭その他住宅の確保に特に配慮を要する者（以下「住宅確保要配慮者」という。）及び賃貸人双方が安心することのできる賃貸借関係を構築するための仕組みをつくることにより、市内の賃貸住宅への入居を希望する住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居を促進することを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 居住支援協力店（以下「協力店」という。）とは、八王子市居住支援協議会（以下「協議会」という。）の趣旨に賛同し、住宅確保要配慮者の市内の民間賃貸住宅への入居について協議会及び協議会会員と連携し適切な支援を行う、不動産団体に所属する市内の事業者をいう。
- 二 住宅確保要配慮者とは、低額所得者、高齢者、障害者、子どもを育成する家庭その他住宅の確保に特に配慮を要する者をいう。
- 三 不動産団体とは、公益社団法人東京都宅地建物取引業協会第12ブロック八王子支部及び公益社団法人全日本不動産協会東京都本部多摩南支部をいう。

### (協力店の登録)

第3条 協力店に登録を希望する事業者は、店舗ごとに、登録申請書（様式1）を協議会に提出する。

- 2 協議会は、前項の申請を受けた場合は、不動産団体に申請者の所属の確認を行ったうえで、次条第1項の規定により登録を拒否する場合を除き、次に掲げる事項を、協力店登録簿に登録しなければならない。
  - 一 協力店の名称、所在地及び連絡先
  - 二 協力店の宅地建物取引業免許証番号
  - 三 協力店が所属する団体支部の名称
  - 四 登録年月日及び登録番号
- 3 協議会は、登録した旨を、申請者に速やかに通知することとする。
- 4 前項の場合において、協議会は、協力店であることが判別できるステッカーを交付する。

### (登録の拒否)

第4条 協議会は、登録の申請者が次の各号のいずれかに該当する者であるときには、その登録を拒否することとする。

- 一 宅地建物取引業法の免許を取得していない者
- 二 宅地建物取引業法に基づく免許取り消し処分を受けている者

- 三 宅地建物取引業法に基づく業務停止処分を受けており、当該業務停止の期間に申請を行っている者
  - 四 第8条第2項の規定により登録を取り消され、その取り消しの日から起算して1年を経過しない者
  - 五 八王子市暴力団排除条例第2条に掲げる者
- 2 協議会は、申請者の登録の拒否をしたときは、その旨を、申請者に速やかに通知することとする。

(変更の登録)

- 第5条 協力店は、登録内容に変更が生じたときは、遅滞なく、協議会に変更登録の申請を行うこととする。
- 2 前項の規定による変更登録の申請は、変更した事項に係る部分を記載した申請書を協議会に提出することによって行うこととする。
- 3 第3条第2項及び第3項の規定は、前2項の申請があった場合に準用する。

(協力店の業務)

- 第6条 協力店は、住宅確保要配慮者から媒介の依頼を受けたときは、住宅確保要配慮者であることを理由に媒介を拒否し、又は媒介の条件等を不当なものとしてはならない。
- 2 協力店は、住宅確保要配慮者が賃貸住宅への入居を求めているときは、円滑な入居に関する助言等を行うとともに、需要に適合する住宅へ入居できるよう支援し、必要に応じて協議会と連携して住宅確保要配慮者の居住の安定に努めることとする。
- 3 協力店は、入居を希望する住宅確保要配慮者が事業対象者として適当でないと認められるときは、当該住宅確保要配慮者に対し、行政機関等への相談を勧めることとする。
- 4 協力店は、媒介契約を締結した賃貸住宅の賃貸人に対して協議会の趣旨への理解を求め、あんしん住宅の登録促進に努めることとする。

(協力店の掲示等)

- 第7条 協力店は、協力店であることが判別できるステッカーを、店舗の公衆の見やすい場所に掲示することができる。

(登録の取り消し)

- 第8条 協議会は、協力店が第4条第1項第2号、第3号、又は第5号に該当するに至ったときは、その登録を取り消さなければならない。
- 2 協議会は、協力店が第6条第1項の規定に違反したときは、協力店の登録を取り消すこととする。
- 3 協議会は、協力店の登録の内容に虚偽の事実があったとき又は登録内容に変更が生じたにもかかわらず第5条の変更登録の申請がなされなかったときは、協力店に訂正の意思がないことを確認したうえで、協力店の登録を取り消すことができる。
- 4 協議会は、前3項の規定による取り消しをしたときは、その旨を、申請者に速やかに通知することとする。

(登録の削除)

第9条 協議会は、次の各号のいずれかに該当するときは、協力店の登録を削除しなければならない。

- 一 協力店から登録削除の申請があったとき
- 二 前条第1項から第3項までの規定により登録が取り消されたとき

2 前項第1号の登録削除の申請は、協力店が、協議会に削除申請書(様式2)を提出することによって行うこととする。

(免責事項)

第10条 協議会は、本事業を通し締結された、協力店又は賃貸住宅の賃貸人と住宅確保要配慮者との契約について、一切の責任を負わないこととする。

附 則

この要綱は、平成29年3月28日から施行する。

この要綱は、令和5年5月11日から施行する。